

試験成績の本人通知の拡充について（案）

（平成16年 月 日司法試験委員会決定）

受験者への情報提供の拡充を図るため、平成16年度の第二次試験から、新たに下記のとおり成績通知を行うこととする。

記

1 論文式試験

- (1) 通知対象者：合格者のうち成績通知を希望する者
- (2) 通知項目：科目別順位ランク，総合順位ランク及び総合得点

2 口述試験

- (1) 通知対象者：合格者のうち成績通知を希望する者
- (2) 通知項目：総合得点

論文式試験成績通知書（案）

新規

参考

合格者

不合格者

氏名	試験 一郎
----	-------

氏名	試験 一郎
----	-------

試験地	東 京
-----	-----

試験地	東 京
-----	-----

受験番号	1 2 3 4
------	---------

受験番号	1 2 3 4
------	---------

平成16年度司法試験
第二次試験論文式試験

平成15年度司法試験
第二次試験論文式試験

成績通知書

成績通知書

受験科目	成績区分
憲 法	A
民 法	A
商 法	C
刑 法	A
民事訴訟法	A
刑事訴訟法	A
総 合	A
得 点	1 4 5 . 2 2

受験科目	成績区分
憲 法	F
民 法	C
商 法	G
刑 法	A
民事訴訟法	A
刑事訴訟法	A
総 合	B
得 点	1 3 6 . 6 2
順 位	2 2 4 5

成績区分の表示

成績区分は、各得点の順位（合格者を含む。）により、次のとおりです。

2,000位までを	A
2,001位から2,500位までを	B
2,501位から3,000位までを	C
3,001位から3,500位までを	D
3,501位から4,000位までを	E
4,001位から4,500位までを	F
4,501位以下を	G

なお、同点の者が複数いることにより、その得点の区分が2段階にかかる場合は、上位の成績区分によって表示した。

成績区分の表示

成績区分は、各得点の順位（合格者を含む。）により、次のとおりです。

2,000位までを	A
2,001位から2,500位までを	B
2,501位から3,000位までを	C
3,001位から3,500位までを	D
3,501位から4,000位までを	E
4,001位から4,500位までを	F
4,501位以下を	G

なお、同点の者が複数いることにより、その得点の区分が2段階にかかる場合は、上位の成績区分によって表示した。

口述試験成績通知書（案）

氏 名	司 法子
受験番号	1 2 3
平成16年度司法試験 第二次試験口述試験	
成 績 通 知 書	
得点	3 0 5